

山口県報

平成 28 年
2月16日
(火曜日)

目 次

○告示	救急病院の認定（医療政策課）	一
○公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	一
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	二
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（四件）（商政課）	二
	大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出（商政課）	五
	土地改良区役員の届出（農村整備課）	六
	県営大迫一号地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）	七
	県営牟礼小野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）	七
	一般競争入札の実施（都市計画課）	七
	開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	九

山口県告示第二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年二月十六日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

山口県知事 村岡 嗣 政

医療法人長府病院

下関市長府中之町二番四号

平成三二、二、三

（四八）特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年三月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 周南コアラ
代 表 者 の 氏 名 村岡 良展
主たる事務所の所在地 周南市大字安田九七六番地
- 定款に記載された目的
高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業に限る。）を行い、公共の福祉の増進に寄与すること。

（四九）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十八年三月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ネットワークひかり
代表者の氏名 田村三千代
主たる事務所の所在地 光市虹ヶ丘三丁目一―番一〇号

(五〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年二月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク大内店
所在地 山口市大内矢田九一〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	井上 義人	—

- 四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
- 五 変更年月日
平成二十二年三月三十一日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名 称 アルク大内店
所在地 山口市大内矢田九一〇の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	石井 一郎
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	防府市戎町二丁目一番三〇号

- 四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
- 五 変更年月日
平成二十二年四月一日

(五一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年二月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク三田尻店
所在地 防府市大字新田一一の五
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ワッツオースリー販	株式会社ワッツオースリー販売	株式会社ワッツオースリー販
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	四国	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ワッツオースリー中	---	株式会社ワッツオースリー中四国
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の住所	---	---	岡山市北区津高三九五の三
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	---	坂本美津浩

四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
五 変更年月日
平成二十六年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク防府店
所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
所 代表者の氏名
田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	中河 宏行	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	---

四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
五 変更年月日
平成十四年十二月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	アルク防府店	変更前	変更後
所在地	防府市天神一丁目一〇番四二号	---	---
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	住 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六	---	所 代表者の氏名 田中 康男
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	松月堂製パン株式会社	---	---

四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
五 変更年月日
平成十九年十二月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク防府店
所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
所 代表者の氏名
田中 康男

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	---	有限会社ヘイワ薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	---	防府市天神一丁目一〇番二五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	大川 英明

四 届出年月日
平成二十八年一月二十九日
五 変更年月日

平成二十一年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク防府店

所在地 防府市天神一丁目一〇番四二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	板村 昭美	田中 康男

四 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十二年九月三十日

(五二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年二月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社フローリストタナカ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	防府市大字西浦三二四七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	田中 昭夫

四 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十四年四月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク光井店

所在地 光市光井四丁目三三番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社ミートことぶき
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	光市光井四丁目四番六号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	荒川 昇

四 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十四年四月二十四日

(五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年二月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	有限会社くにぎよ園芸
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	玖珂郡和木町五丁目二番三八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	國清 勲

四 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十三年五月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク平生店

所在地 熊毛郡平生町大字平生村二三六の四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	サンカクヤ株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	福岡県大牟田市宮部六四の四
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	高田 洋一

四 届出年月日

平成二十八年一月二十九日

五 変更年月日

平成二十六年六月二十日

(五四) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ファッションセンターしまむら防府店

所在地 防府市寿町四番八号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

二、二四〇平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十八年三月二十二日

(五五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十八年二月十六日

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
田布施土地改良区	理事	小野 秋生	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇
	理事	上殿 祐己	〃
	理事	山本 健司	〃
	理事	岡入 眞澄	〃
	理事	長信 正治	〃
	理事	石原 義一	〃
	理事	末廣 悟	〃
	理事	河村 良平	〃
	理事	河村 幸男	〃
	理事	河村 睦博	〃
	理事	山本 勲	〃
	理事	林 勝	〃
	理事	藤永 真一	〃
	理事	東 浩二	〃
	理事	野坂 功	〃
	理事	久保 啓二	〃
	理事	小路 敏彦	〃
	理事	谷 光央	〃
	理事	落合 祥二	〃
	理事	重森 陽	〃

山口県知事 村岡 嗣政

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
田布施土地改良区	理事	小野 秋生	熊毛郡田布施町大字大波野九九〇
	理事	河内 孝道	〃
	理事	山本 健司	〃
	理事	岡入 眞澄	〃
	理事	長信 正治	〃
	理事	石原 義一	〃
	理事	末廣 悟	〃
	理事	河村 幸男	〃
	理事	河村 睦博	〃
	理事	山本 勲	〃
	理事	藤永 真一	〃
	理事	岡村 文人	〃
	理事	野坂 功	〃
	理事	久保 啓二	〃
	理事	山城 啓一	〃
	理事	小路 敏彦	〃
	理事	谷 光央	〃

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十七号)に基づき資格審査において、産業廃棄物(収集・運搬)及び産業廃棄物(処分)について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥に係るものに限る。)及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可(汚泥の中間処理に係るものに限る。)を受けている者であること。

(五) 平成二十八年二月十六日から同年三月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十一年四月一日から平成二十八年二月十六日までの間に、地方公共団体の委託を受けて下水道施設において生じた脱水土泥を堆肥化して販売した実績(堆肥化又は販売を委託した場合を含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部都市計画課流域下水道班(光市大字浅江字懸山九二九番二二五)において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部都市計画課調整班

(三) 受領期限

平成二十八年三月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年三月三十日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成二十八年三月三十日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十八年二月二十九日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十八年三月十一日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

3 二の(六)に掲げる実績について記載した書類

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合、平成二十八年三月十八日午後五時までに山口県会計管理局会計課
(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班(電話〇八三一九三三―三
七二〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center
- (3) Term of the contract: From April 1, 2016 to March 31, 2017
- (4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 29, 2016 (If brought in person: 2:00 P.M. March 30, 2016)

(五九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字外浜及び字北大瀧
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の1
大晃機械工業株式会社

平成二十八年二月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁